

知的障害者の刑事責任能力判断に関する近時の判例の動向

中京大学法科大学院 准教授

緒方 あゆみ

1 はじめに

刑事責任能力に関する規定である刑法39条にいう「心神喪失（責任無能力）」および「心神耗弱（限定責任能力）」は法律概念であり、①行為者の「精神の障害」（生物学的的方法）と②行為者の当該行為の違法性について（＝事物の理非善悪）の「弁識能力」および「制御能力」（心理学的的方法）という2つの要素を考慮して判断する（混合的方法）のがわが国の通説・判例の立場である。

生物学的要素である「精神の障害」は、（外因性・内因性）精神病や知的障害等に起因する継続的なものであると病的酩酊・催眠状態等に起因する一時的なもの（＝意識障害）であるとを問わず、また、その原因も病的なものであると否とを問わない。刑事責任能力判断は、行為当時、行為者に精神の障害があったかどうか、あったとすればどのようなものであったか、そして、そのような精神状態が行為にどのような影響を及ぼしたかという事実を基礎として、刑法の目的に照らし、当該行為について行為者に非難を加えることが可能かどうかという規範的評価によってなされる⁽¹⁾。したがって、同じ疾患名・障害であっても、当該行為者に完全責任能力が認められることもあれば限定責任能力または責任無能力とされることもある。

本論文では、統合失調症や薬物等の中毒性精神病等の狭義の精神病とは異なり、先天的または発達期（おおむね18歳未満）に生じる原因⁽²⁾によって、知能機能および日常生活能力（＝通常の社会環境での要求に適応する能力）に制約〔遅滞〕が生じるとされる知的障害者の刑事責任能力判断⁽³⁾について、最近のわが国における判例の動向分析を試みたい⁽⁴⁾。

2 知的障害とは

「知的障害」は、従来は「精神薄弱」と称されていた。しかし、差別的・否定的な意味合いを有するとして用語の変更が検討され、1998年9月に「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律（法律第110号）」が成立し、1999年度から知的障害に表記が統一された。知的障害の定義に関して法令上の統一されたものは存在しないが、一般的に「知的機能の障害が発達期にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と⁽⁵⁾されている。

知能は年齢とともに向上し、一定レベルに達したら生涯それがおおむね維持されるのが原則であり、年齢に応じた発達が見られないのが精神遅滞である。知的能力の発達の程度は知能検査（心理

検査)による知能指数(IQ: Intelligence Quotient)に基づいて評価され、平均(IQ90~109が平均、80~89が平均の下とされる)よりも明らかに低いレベル(IQ70未満)が精神遅滞と診断される。精神遅滞は、境界域(IQ70~79)、軽度(IQ50~69)、中等度(IQ35~49)、重度(IQ20~34)、最重度(IQ20未満)に分類されるが、診断は知能指数に加えて同年齢と比較した日常的生活能力の到達水準(=適応機能の障害)も考慮して総合的に行うので、単純にIQの数値だけで分類されるわけではない。⁽⁶⁾⁽⁷⁾

平成23年版および平成24年版障害者白書によると、現在のわが国の知的障害児・者数は54.7万人であり、人口1,000人あたりの人数は4人である。また、障害の程度別に見た在宅の(=施設入所者を除く)知的障害児・者数(総数約41.9万人)は、軽度97,500人(23.3%)、中度106,700人(25.5%)、重度102,200人(24.4%)、最重度62,400人(14.9%)、不詳50,100人(12.0%)である。

3 知的障害受刑者

それでは、刑事司法の対象となる知的障害犯罪者の数およびその精神遅滞の程度等の現状はどうか。わが国では、刑事施設に入所するすべての新受刑者に対して、刑執行開始時調査においてCAPAS(Correctional Association Psychological Assessment Series)と呼ばれる知的能力測定検査を実施している。⁽⁸⁾

最近10年の新受刑者の知能指数および精神診断の結果知的障害と認定された人数は下記の通りである(表1)(表2)。なお、既述のように、知的障害者と診断されるためには、IQの数値だけでなく日常生活能力に障害が認められるなどの要件が必要となることから、IQ相当値が70未満の者が相当数存在する(21.7%~23.4%)⁽⁸⁾が、これらの者がすべて知的障害受刑者と認定されるわけでは

(表1) 新受刑者の知能指数別人数(矯正統計より)

年	総数	49以下	50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	100~109	110~119	120以上
2002	30,277	1,299	1,855	4,013	6,783	7,817	4,954	1,429	222	49
2003	31,355	1,234	1,957	3,768	6,991	8,560	5,218	1,540	266	40
2004	32,090	1,241	2,053	3,878	7,159	8,802	5,399	1,565	248	58
2005	32,789	1,351	1,937	4,102	6,998	8,574	5,670	1,783	287	52
2006	33,032	1,349	1,974	4,240	7,501	8,305	5,647	1,883	303	65
2007	30,450	1,233	1,702	3,785	7,265	7,656	5,042	1,810	293	59
2008	28,963	1,232	1,742	3,729	6,726	7,039	4,970	1,757	288	53
2009	28,293	1,176	1,792	3,552	6,078	7,296	4,984	1,846	265	41
2010	27,079	1,117	1,690	3,316	5,843	6,991	4,912	1,764	236	37
2011	25,499	957	1,509	3,066	5,541	6,540	4,915	1,756	236	43

*少年受刑者も含んだ数値である

*知能指数はIQ相当値である

*テスト不能と判定された者も一定数存在する(全体の3.7%~6.4%)⁽⁸⁾が、紙面の関係上、本表から除外した

(表 2) 知的障害と認定された人数および新受刑者に占める割合 (矯正統計より)

2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
284人	324人	271人	287人	265人	242人	237人	242人	218人	272人
1.0%	1.0%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	1.1%

⁽⁹⁾ 知的障害受刑者は、一般刑務所における集団処遇に適さないため、医療刑務所に移送されて治療・教育を受けることになる。その他の知的障害を有する者に対しても、刑事施設内で刑務作業を課すだけでなく、自活できる能力を身につけさせるための教育・訓練を受けさせることが再犯防止のためには非常に重要である。⁽¹⁰⁾

4 知的障害を有する者の刑事責任能力が争われた判例

(1) 責任能力判断における精神鑑定的位置づけ

既述のように、刑法39条にいう心神喪失・心神耗弱の定義はあくまでも法律上の概念であり、被告人が心神喪失者であるかもしくは心神耗弱者であるかという刑事責任能力の有無の判断もまた法律判断である。精神鑑定を実施するか否かは裁判官の裁量であり、精神鑑定の結果は裁判所を拘束しない。⁽¹¹⁾ また、鑑定医は、鑑定書において被告人の責任能力について精神医学的見解を述べる際、「心神喪失」・「心神耗弱」・「完全責任能力」であるという法律用語を用いて結論を示すのではなく、被告人の精神の障害を診断し、心理学的要素の検討・分析を行った上で弁識能力と制御能力から構成される判断能力について「完全に失っていた」・「著しく障害されていた」・「(著しくない程度に)障害されていた」・「障害されていなかった」の4段階に分類して判定することが推奨されている。⁽¹²⁾ そして、裁判所〔官〕は、精神鑑定を含めたあらゆる証拠から、被告人が犯行時に精神の障害により弁識能力および制御能力があるかないかあるいは著しく減退した状態にあったかを検討して判断を行う。

(2) 司法精神医学上の一般的な見解

精神遅滞 (IQ70未満) と診断された知的障害者の刑事責任能力が争われた場合、現在のわが国の司法精神医学では、一般的に、軽度・中等度 (IQ35~69) では心神耗弱、重度 (IQ35未満) では心神喪失と判断するのが主流の見解であるとされる。その理由として、知的障害は知的機能の低さに加えて適応行動の障害を伴うため、知的認識が道徳的な規範として自身の行動を律することができるほど十分に内面化されがたいこと (= 弁識能力が低い)、社会〔日常〕生活に上手く適応できないというハンディ (= 適応行動の困難性)⁽¹³⁾ から心理的葛藤状態に陥りやすく、適切な解消ができずに感情興奮や攻撃的衝動・性衝動等へとつながってしまう (= 制御能力が低い) と評価されるケースが多いからである。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

(3) 判例の傾向

知的障害者の刑事責任能力判断に関して、判例は、その知能程度のみでなく、他の精神障害との合併の有無、犯行の種類と知的障害との関係等を総合的に検討して判断している。一応の傾向として、IQが30前後の者 (重度) については心神喪失とされるが、⁽¹⁶⁾ 50前後の者 (軽度・中等度) につい

ては、心神喪失 / 心神耗弱 / 完全責任能力と判断が分かれており、個別・具体的に判断がなされている⁽¹⁷⁾。

(4) 近時の判例

それでは、(主診断で) 軽度または中等度の精神遅滞とされた者の刑事責任能力が争われた事案において、その判断に何らかの傾向・特徴はみられないのであろうか。本稿では、精神薄弱から知的障害へと用語変更・統一がなされた1999年(平成11年)以降の判例を中心に紹介・検討したい。

ア. 心神喪失が認められた裁判例

下級審判例ではあるが、最近の裁判例で、①公職選挙法違反事件において、被告人は、鑑定によると中等度知的障害(精神年齢は7ないし9歳)に起因して知的能力が制約され、是非善悪の弁識能力はあったと認められるが、犯行当時、自己の行動を制御する能力を欠いた状態にあったとの合理的疑いを払拭できないとして無罪が言い渡された佐賀地裁平成24年2月21日判決⁽¹⁸⁾がある。

イ. 心神耗弱が認められた裁判例

(表3)

	判決年月日	罪名	精神遅滞の程度	備考
②	福島地判平24・3・23	現住建造物等放火	中等度+躁病	裁判員裁判
③	金沢地判平23・3・24	殺人等	軽度+統合失調症様障害	懲役30年
④	広島地福山支判平21・3・24	業務上横領(共犯)	軽度に近い中等度+躁状態 中等度	実刑 執行猶予
⑤	大阪地判平20・12・10	殺人未遂	軽度+心理的葛藤状態	
⑥	大阪地判平20・9・19	殺人未遂	軽度+引きこもり	
⑦	奈良地判平15・10・3	現住建造物等放火	中等度	前科有
⑧	新潟地判平15・3・28	強盗未遂	軽度または中等度 +自閉性障害	前科有
⑨	東京地判平15・3・14	強盗未遂等	軽度+精神遅滞関連疾患等	前科有

件数的にそれほど多くの裁判例がないため判例の傾向の分析は困難であるが、従来から、知的障害者による犯罪で責任能力が争われた裁判例の傾向として、a. 殺人、放火、強盗、強姦・強制わいせつ等の性犯罪といった重大犯罪が多いこと、b. 罪質により多少の違いはあるが精神遅滞の程度は軽度と中等度がそれぞれ約半数ずつであること、c. 同種の犯罪を繰り返す者の割合が高いこと等が指摘されており、近時の裁判例においても、心神耗弱が認められた裁判例(表3)においては、判例データベース上では性犯罪の事案を見つけれなかったことを除けば同様の傾向が伺われる⁽¹⁹⁾。また、最高裁まで争われる事案がないことも従来の判例の傾向と同じである⁽²⁰⁾。

心神耗弱が認められた場合の判決文中の表現の特徴として、a. (事物の理非善悪の) 弁識能力と(行動) 制御能力を区別して判断しているもの(②判決⁽²¹⁾、④判決⁽²²⁾、⑥判決⁽²³⁾、⑧判決⁽²⁴⁾)と、b. 特に区別していないもの(③判決⁽²⁵⁾、⑤判決⁽²⁶⁾、⑦判決⁽²⁷⁾、⑨判決⁽²⁸⁾)があることがあげられる。a. に関して、例えば、②判決(被告人が父らと共に居住する自宅に放火しようと考え、居間の物干し竿に掛けられたバスタオルに点火して火を放ち、その火を天井等に燃え移らせ、よって、現に人が居住に使用し

ている家屋を全焼させて焼損した事案)において、福島地裁は、「被告人の本件犯行には、中度精神遅滞及び躁病という精神障害に起因する精神症状が影響していたが、その影響は限定的なものであり、被告人において、本件犯行当時、自分のやろうとしていたことがあり、被告人において、本件犯行当時、自分のやろうとしていたことがやっけて良いことか悪いことかを判断する能力は保たれていたものの、悪いとの判断に従って思いとどまることができる能力が著しく減退していたと認められ、心神耗弱の状態であったと認めることができる」と判示しており、上記ア. の心神喪失事例の判決文と同じ判断構造、すなわち、制御能力が著しく減弱していたことを理由として心神耗弱を認めている⁽²⁹⁾。

他方、b. に関しては、(i) 被告人の犯行時における精神遅滞以外の他の精神疾患の症状や心理状態が大きく影響している場合にはそれを考慮し、弁識能力と制御能力がともに減弱したとして心神耗弱を認めているもの(③判決、⑤判決)、(ii) 精神遅滞の程度や特性を理由にしたもの(⑦判決)、(iii) 精神遅滞に加えて他の精神疾患に罹患していた場合には、それが責任能力に影響したことを考慮して心神耗弱を認めているもの(⑨判決)に分かれている。例えば、(i) に分類される③判決(露店の営業に従事していた被告人が、祭礼参加者から悪口を言われたと思ひ込むなどして立腹し、殺意をもって、公園内で飲食歓談していた祭礼参加者らに対し、普通乗用自動車を運転して疾走させ激突させた上、所携の鎌で切りつけるなどし、1名を殺害し、6名は殺害に至らなかったという事案)において、金沢地裁は、「本件各犯行当時、被告人には統合失調症様障害及び軽度精神遅滞が存在しており、統合失調症様障害の病状の程度は重く、また、本件各犯行の動機は了解可能な域を超えており、本件各犯行が被告人の平素の人格とは異質のものであるとみる余地もあるから、前記の統合失調症様障害等は本件各犯行に著しい影響を与えていたものと認められ、被告人は、本件各犯行当時、事物の是非善悪を弁別し、これに従って行動する能力が著しく減退した心神耗弱の状態にあったものと認められる」と判示している。また、(ii) に分類される⑦判決(閉店後も居酒屋で飲酒・カラオケをしていた被告人に対し退店を求めた経営者に立腹した被告人が、腹いせのため、同居酒屋を営業できないように火をつけて燃やしてやろうと放火を決意し、同店に隣接する中華料理店店舗兼居宅を同居酒屋だと誤信して、所携のライターで勝手口軒下に立てかけられていた簾に火を放って同店舗兼居宅外壁に設けられたプラスチック製庇に燃え移らせ、よって同製庇の一部を焼損した事案)において、奈良地裁は、「本件犯行当時、被告人は飲酒していたが、その量は平素のそれと比較して多量とはいえ、記憶も明確に保持されていることなどから、飲酒が本件犯行に与えた影響は少なかったといえるが、生来の中等度の精神遅滞により、現実検討能力や人格の統合水準が低く、自己統制も弱く、さらに自己の行動に対する反省や洞察が希薄で、放火に対する違法性、危険性に対する理解が十分でないために、B(居酒屋経営者)に対する鬱憤晴らしとしては飛躍していると思える放火を決意し、行動制御能力も相当低下していたことから何のためらいもなく、そのまま実行に移したものと理解すべきであって、したがって本件犯行当時、被告人は是非善悪の弁別する能力及びこれに従って行動する能力が著しく減弱していたと認められ、心神耗弱の状態にあったというべきである」と判示している。そして、(iii) に分類される⑨判決(金員を強取しようとして企てた被告人が、郵便局内において、同郵便局局長らに対し文化包丁を用いて強盗に及ん

だが、局長らがその要求に応じなかったため未遂に終わった事案)では、東京地裁は、「被告人が、本件各犯行当時、軽度発達遅滞に加え、器質性人格障害、自閉症の精神遅滞関連疾患及び統合失調症により、事物の理非善悪を弁別する能力又はその弁別に従って行動する能力を欠如していたものでないことは明らかであるが、これが著しく減退した状態、すなわち心神耗弱の状態にあったとの合理的疑いが残る」と判示している。

ウ. 完全責任能力が認められた裁判例

(表4)

	判決年月日	罪名	精神遅滞の程度	備考
⑩	宇都宮地判平24・2・1	傷害	軽度	常習性
⑪	神戸地判平23・12・14	現住建造物等放火未遂	軽度または中等度 + 広汎性発達障害	前科有
⑫	京都地判平23・12・7	傷害	軽度 (の疑いがある)	前科有
⑬	横浜地判平23・8・10	死体遺棄等	中等度	保護観察
⑭	山口簡判平23・8・9	住居侵入	中等度	罰金
⑮	千葉地判平23・3・4	殺人等	軽度	懲役20年
⑯	最判平22・10・14	強盗強姦未遂、殺人、 常習累犯窃盗等	中等度 (上位)	死刑 前科有
⑰	東京地立川支判平21・10・15	殺人等	軽度または中等度	無期懲役
⑱	名古屋地判平18・2・24	殺人等	軽度+人格障害	無期懲役
⑲	神戸地判平17・11・10	強盗未遂等	軽度+覚せい剤中毒	前科有
⑳	東京地判平16・11・26	殺人等	軽度	無期懲役 前科有
㉑	富山地判平16・5・25	殺人未遂等	軽度+人格障害	前科有
㉒	さいたま地判平15・3・12	殺人	多少の精神遅滞状態	
㉓	神戸地判平15・2・26	覚せい剤取締法違反	軽度 (下限)	前科有
㉔	神戸地判平15・2・17	強姦致傷	軽度	前科有
㉕	長野地飯田支判平14・10・8	強盗殺人等	軽度 (境界域) + 染色体異常	無期懲役

既述のように、精神遅滞の程度が軽度・中等度の者については、従来の判例も最近の判例も心神喪失/心神耗弱/完全責任能力と判断が分かれている。責任能力は、精神障害・精神疾患の種類や程度だけで判断されるものではないし、特に下級審判例の分析は慎重に行うべきであるが、一応の傾向として、被告人の精神遅滞(およびその他の精神疾患)が認められても、それが被告人の犯行時の責任能力に影響を及ぼすものではない(または、一定程度低下していたとしても著しく欠けていたとはいえない)場合に完全責任能力を認めているようである。したがって、統合失調症に罹患した者の責任能力判断が争点となった最高裁昭和59年決定⁽³¹⁾において示された「責任能力の有無・程度は、被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して判定すべき」という判断基準を基礎として、知的障害者の場合には、単に知能の程度だけでなく、それに伴う人

格の発達障害の程度や性格・情動等の心理特性等といった身体的状況に加えて、成育歴、犯罪の種類（+初犯か否か）や犯行動機⁽³²⁾の了解可能性、犯行前後の行動の合理性および状況（記憶・供述）等から総合的に判断することになる。

例えば、⑯判決（被告人が深夜に一人暮らしの老女宅に侵入し、同女の頸部を両手で締めつけて殺害した上現金を強取し、その際、同女を強いて姦淫しようとしたがその目的を遂げず、その10日後に同様の犯行を企て、深夜別の一人暮らしの老女宅に侵入し、同女の頸部をタオルで締めつけて殺害したが現金を見つけることができず、金員強取の目的及び同女強姦の目的を遂げなかったという連続的な住居侵入、強盗殺人、強盗強姦未遂の事案）⁽³³⁾の控訴審において、東京高裁は、「被告人は、精神薄弱などの遺伝負因やその後の成育歴からその知的能力に劣る面があるものの、その動機、犯行態様、犯行前後の行動等に照らすと、本件各犯行当時、被告人には物事の是非善悪を弁識する能力及びその弁識にしたがって行動する能力が著しく減弱してはいなかったと認めるのが相当である」と判示している。また、⑰判決（自分の境遇を両親のせいだと考えて両親に対する腹立ちを募らせた被告人が、秋葉原無差別殺傷事件のような大事件を起こして両親を困らせ自分がどれだけ悩み苦しんだか思い知らせてやりたいと思い、準備した包丁を使って駅ビル内の書店で2人の若い女性を狙って襲い、1人を殺害し、1人に重傷を負わせるなどした事案）⁽³⁴⁾では、「被告人においても、精神遅滞によってその衝動を抑制する能力がある程度障害されていたと解される。しかしながら、…、被告人が本件各犯行に及ぶ動機ないし経緯は一応理解可能であり、被告人は、同人が考えつく範囲では目的に適合した合理的な行動を数時間にわたって維持しているのである。衝動を抑制する能力が著しく制約されていたのであれば、リュックサックに隠せる大きさの包丁を購入したり、…、見つからないように狙いを定めた女性の後方からうかがったりすることができるとは考えがたい。（省略）のみならず、被告人は、本件が悪いことであることを認識しており、犯行時には躊躇も感じている。そうすると、被告人には、精神遅滞が認められるものの、物事の善悪の判断をすることはできており、その判断に従って行動する能力はある程度制約されていたが、その制約の程度は著しいものとはいえないというべきであり、I鑑定もこれと同趣旨と解される。以上のとおりであって、被告人は、本件犯行当時、責任能力に欠ける点がなかったと認められる」と判示している。

その他、上記のイ. 心神耗弱が認められた裁判例と異なる傾向として、(i) 責任能力判断にあたり弁識能力と制御能力を特に分けないで（=併記して一緒に）検討している裁判例が多いこと（⑩判決⁽³⁵⁾、⑪判決⁽³⁶⁾、⑫判決⁽³⁷⁾、⑭判決⁽³⁸⁾、⑮判決⁽³⁹⁾、⑯判決⁽⁴⁰⁾、⑱判決⁽⁴¹⁾、⑳判決⁽⁴²⁾、㉑判決⁽⁴³⁾、㉒判決⁽⁴⁴⁾、㉔判決⁽⁴⁵⁾）、(ii) 精神鑑定を実施していないまたは精神鑑定の内容を検討した記述が判決文中に見当たらない裁判例があること（⑫判決⁽⁴⁶⁾、⑯判決⁽⁴⁷⁾、㉒判決⁽⁴⁸⁾、㉔判決⁽⁴⁹⁾）、(iii) 性犯罪の裁判例があること（⑯判決、㉔判決）、(iv) 死刑・無期懲役の判決が下されている裁判例があること（死刑：⑯判決、無期懲役：⑰判決、⑱判決、㉑判決、㉕判決）、(v) 最高裁まで争われた裁判例があること（⑯判決）があげられる。

(i) に関して、例えば、⑮判決（被告人が、路上で当時5歳の被害児を略取して被告人方に連れ帰り、被告人方で泣き止まず、被告人をばかにする発言をした被害児に対し怒りを募らせ、浴槽の水中に沈めて同児を溺死させて殺害し、遺体を自宅近くの路上に遺棄した事案）において、千葉地

裁は、「被告人がこのような些細なきっかけから殺害行為にまで至ってしまった過程には、殺害行為の結果の重大性や違法性に対する認識を十分に持つことができず、また、ストレス耐性の低下により、怒りの感情を抑制して自己の行動を制御することに一定の制約が伴うという、精神遅滞に起因する認識・判断・制御能力の低下の影響が作用していることは否定できない。(省略) 被告人の能力や本件動機の形成過程に加えて、被告人のこれまでの生活歴や当公判廷での応答状況をも考慮すると、本件殺害行為に精神遅滞に伴う判断能力や行動制御能力の低下の影響があったことは否定できないものの、その程度は限られたものであると認められる。すなわち、被告人は、本件殺害行為当時、行為の違法性を判断し、自らの行為を制御する能力が著しく低下していたとはいえ、これと同旨のk鑑定(鑑定)の結論も信用に値するというべきである」と判示して、心神耗弱を主張する弁護人およびその他の鑑定(m鑑定)の主張を退けている。また⁽⁵⁰⁾判決(被告人が不法に洋包丁1丁を携帯し、通行中の見ず知らずの女性被害者に対し、殺意を持ってその前胸部などを同包丁で数回突き刺すなどして殺害した事案)では、東京地裁は、鑑定内容等を詳細に検討した上で、「[1] 被告人が、本件殺人の犯行当時の記憶を十分に保持しており、意思障害や情動反応が生じていたことを窺わせる事情は、何ら存在しないこと、[2] 本件殺人の犯行における被告人の具体的な行動は、その前後も含め、全体として合理性及び合目的性が認められること、[3] 本件殺人の犯行に至る経緯も、十分に了解可能なものであり、被告人の平素の人格から解離したような異常な状況は、窺うことができないこと、[4] 被告人は、知能指数が59程度の軽度の精神遅滞ではあるが、日常生活に支障があるということとはできず、当公判廷において、自己防衛的な態度をとることも可能であること、[5] (省略) 被告人が、仮に弁護人の主張するような自閉症等の広汎性発達障害に該当するとしても、…殺人の犯行当時、是非善悪を弁別し、その弁別に従って行動する能力を失った状態になかったことはもとより、その能力が著しく減退した状態にもなく、完全な責任能力を有していたことは、十分に認定することができる」と判示している。

他方、責任能力判断の際に、弁識能力と制御能力を分けて検討している裁判例(⁽⁵⁰⁾判決、⁽⁵¹⁾判決、⁽⁵¹⁾判決、⁽⁵¹⁾判決)は、a. 弁識能力と制御能力のそれぞれについて検討しているもの(⁽⁵⁰⁾判決、⁽⁵¹⁾判決)、b. 制御能力を中心に検討しているもの(⁽⁵⁰⁾判決、⁽⁵¹⁾判決)に分かれる。a. に分類される⁽⁵¹⁾判決(被告人が覚せい剤結晶粉末約0.415gを所持していたという覚せい剤所持の事案)において、神戸地裁は、被告人の責任能力に関して、弁識能力については、「[1] 知能テストから得られた被告人の知能レベルは、軽度の知的障害の下限であり、一般に是非判断の能力がすべて障害されるレベルではない。[2] 刑法上の責任能力は、現に問題とされている一定の行為との関係で弁識能力及び制御能力の有無を考察すべきであって、犯罪類型によって、必要とされる能力の程度は異なると思われるべきであるところ、本件は覚せい剤の単純所持の事案であり、行為の態様としても単なる所持で足りる以上、必要とされる能力は比較的低いものというべきである。[3] 被告人は、…、刑務所での矯正教育、いわゆる刑務所仲間の話しなどにより覚せい剤所持の違法性については十分に認識し、理解していた。したがって、是非善悪を弁別する能力はあった」とし、制御能力については、「[1] (省略) 覚せい剤を購入する者の行動としては脈略が取れていて客観的に了解可能であり、異常な点は見当たらないこと、[2] 被告人は、覚せい剤を購入した経緯、…について、詳細に供述し

ていること、[3]覚せい剤購入後、タクシーでkに向かったことや、k警察署に自首しようとしてやめたこと等についての供述も、詳細であり、かつ一貫しており、よく記憶していること、が認められる」として、「本件犯行当時被告人が是非善悪を弁別し又はこれに従って行動する能力が著しく減弱し心神耗弱の状態にあったとは認められない」と判示し、完全責任能力を肯定した。

b. に分類される㉕判決（被告人が果物ナイフで女性被害者の胸部等を多数回突き刺すなどして殺害した上、同女名義のキャッシュカード等を強取し現金を窃取したという事案）では、被告人は、鑑定においてクラインフェルター症候群（性染色体異常）と診断され、軽度の精神遅滞に接近した境界域にあり、（社会生活上の）抑止力が低く、内省力に乏しく、自己責任を回避する傾向にある性格であり、被告人の責任能力は、生来の精神発達上の低下を考慮すると知的水準や判断力の低下が見られ、軽度ながら責任能力の減退があるとされた。しかし、長野地裁飯田支部は、被告人の責任能力について、「鑑定は被告人の知能指数が低いことを重視しているが、その数値は、境界域ではあるものの、直ちに責任能力に疑問を抱かせるものとは考えられない。（省略）被告人の本件犯行遂行時及び本件犯行前後の被告人の行動は、計画に基づいた合目的なものであると認められる。（省略）被告人について、本件犯行当時、本件犯行についての抑止力の低下を認めることはできない。以上を総合的に判断すると、被告人は、知能面において若干劣る面があると言えるものの、本件犯行当時、判断能力及び行動制御能力は十分に保たれており、完全責任能力を有していたと優に認定できる」と判示した。判決文中では「抑止力」という単語が用いられているが、これは鑑定文中の表現を用いたものであり、「鑑定においても、被告人の抑止力等の低さというのは、社会生活上の抑止力等の低さであって、人の命を奪うという抑止力の低下とは本質的に違うものであり、また、被告人のクラインフェルター症候群と本件犯行との直接的関連は否定している」として、判断能力および制御能力に影響を与えるものではないとした。

(ii) に関して、例えば、㉖判決の控訴審判決において、東京高裁は、「原審は、被告人の精神状態について鑑定を行っていないことは所論のとおりである。しかし、原審は、被告人の従前の知能検査結果、生活状況、勤務状況、裁判時の公判状況、被告人の読解能力のほか本件犯行後の被告人の諸行動等に関する証拠を取り調べていることが記録上明らかであって、このような証拠調べが被告人の責任能力の有無若しくは程度に関するものであることは多言を要しないところである。そして、このような証拠に被告人質問の結果も併せ考慮すれば、原審は鑑定を経ることなく被告人の責任能力に関する認定は可能であるとの結論に至ったものと考えられ、各証拠の内容にかんがみて、刑事責任能力の認定の可否に関する原審の考えが職権証拠調べについての裁量を逸脱した違法なものとは到底考えられない」と判示している。また、㉗判決（養父である被告人が、言うことを聞こうとしない当時2歳の被害者の態度に苛立ち、妻とともに暴行や食べ物を与えない等という行為を反復するうち、それで被害者を死亡させてもやむを得ないとの考えに至り、妻と暗黙のうちに意思を相通じた上、被害者に対し頭部を殴るなどの暴行を加えた上、必要な水分を与えないままその場に放置し、脱水に伴う循環不全等により被害者を死亡させた事案）では、さいたま地裁は、被告人の責任能力について、「関係各証拠によると、被告人は、生来やや知能が低く、中学校では情緒（障害）学級に組み入れられて特別教育を受けるなどした経験があり、犯行当時においても、多少の精

神遅滞の状態にあったことが認められるが、…、本件についても、捜査段階において、犯行に至る経緯や動機、犯行状況等について詳細に供述しており、その内容も十分了解可能なものである上、…、被告人の当公判廷における供述内容、態度等を総合すると、被告人が、犯行当時、是非弁識能力又は行動制御能力をある程度減退させていたことは認められるにしても、これを著しく減退させてはなかったことが明らか」と判示しており、⑯判決同様、本人の成育歴や現在の生活状況、捜査段階や公判廷での供述の様子等から総合的に判断している。

(5) 知的障害犯罪者と量刑

以上、知的障害者の刑事責任能力（有無・程度）が争われた最近の裁判例について概観し若干の分析を試みた。判決文中から伺える限りにおいては、従来からの精神障害を有する者の刑事責任能力の判断基準・方法と大きく異なる点は見られなかったが、他の精神疾患・障害を有する者との違いとして、知的障害者の場合、弁識能力については概ね肯定されるものの、制御能力については一定の配慮がなされている傾向が見られる。しかし、精神遅滞の程度と責任能力に相関関係はなく、重大犯罪に対しては厳しい刑罰が科されている。

本稿で取り上げた裁判例全25例のうち、前科がある者は12例と約半数であり、同種の犯罪の前科がある者が多い（⑦判決、⑧判決、⑨判決、⑩判決、⑪判決、⑫判決、⑬判決、⑭判決、⑮判決、⑯判決、⑰判決）。また、重い刑罰（死刑、無期懲役、20年～30年の有期懲役）が科されている者は7例（約3割）とかなり高い割合を示しており、刑事施設での処遇のあり方が問われるであろう。⁽⁵²⁾

他方、完全責任能力が肯定された裁判例でも、被告人に（軽度・中等度の）精神遅滞が認められること、その精神遅滞が犯行に影響を与えていた可能性が否定できないことを指摘して量刑において考慮がなされているものも多い（⑩判決、⑪判決、⑫判決、⑬判決、⑭判決、⑮判決、⑯判決、⑰判決、⑱判決、⑲判決）。例えば、⑪判決（被告人が、実父から厳しく叱責された腹いせに、実父を含め6名が現に住居として使用している木造共同住宅に放火しようとしたが、実父が発見されて消し止められたため、その目的を遂げなかったという現住建築物等放火未遂の事案）において、神戸地裁は、「被告人の刑事責任は重いが、一方で、犯行は未遂にとどまっており、上記共同住宅自体に財産的被害を与えていないこと、前記の精神疾患の影響により善悪の判断能力や行動制御能力が幾分減退していたことは否定できないこと、同共同住宅全体を積極的に燃やそうという意思までは認められず、被告人なりに抑制的に行動している面もうかがわれる」と判示して、累犯前科2犯に加えて服役した前科が4犯ある被告人に対して未遂減軽をしている（懲役3年8月）。また、⑱判決（被告人が、タクシー運転手から金員を強取しようと企て、包丁を所持した上、被害者の運転するタクシーに乗り込み、所携の包丁を突きつけて「金を出せ」などと脅迫し同人を畏怖させたが、同人が車外に逃れたためその目的を遂げなかったという事案）では、神戸地裁は、被告人の責任能力について、「被告人は、軽度の精神遅滞及び慢性覚せい剤中毒による精神症状が認められるものの、事理の善悪を判断し、これに従って行動する能力が著しく減退した状態にはなかったと認めるのが相当である」と判示した上で、「被告人の判断力、行動制御力が著しく減退した状況になかったことは上記のとおりであるとはいえ、被告人の入院歴や現在の精神症状からすると、それがあがる程度は減退

していたもので、そのような精神状態が本件犯行の背景にあったことがうかがえ、被告人には、今後も、医療措置が必要であると認められる…（省略）上記のとおりの本件犯行の罪質、被告人の経歴、責任能力についての判断等を総合すると、被告人は、相応の実刑を免れない。ただ、上記の情状に加え、被告人の精神症状等に照らすと、被告人に対しては、刑務所内において、医療措置を伴う集中的な矯正教育を施した後、なるべく早期に、専門的な病院で治療を受けさせるのが相当」と判示して未遂減軽をしている（懲役3年、求刑は懲役5年）。

5 おわりに

精神遅滞が認められる者の刑事責任能力が争われた裁判例は、統合失調症や薬物等の中毒性精神病等の狭義の精神病の事案に比べて件数が少なく、多くの知的障害犯罪者は、責任能力を全面的に争うことなく完全責任能力が認められて刑事施設で矯正処遇を受けているものと思われる。しかし、精神遅滞が認められる者の場合、それが責任能力、特に制御能力について少なからず影響が生じていることは否定できず、制御能力の概念、精神遅滞と制御能力との関係およびその判断方法・基準について、司法精神医学および刑事法学の観点からさらなる議論・検討が必要であろう⁽⁵³⁾。

- (1) 『条解刑法 [第2版]』（弘文堂、2007年）144頁以下。
- (2) 知的障害の原因は、①遺伝負因による生来性のもの（内因）と②出生前・出生時および乳幼児期以降（発達期まで）に外的要因により知能発育に影響が生じた場合の2種に分類され、内因性と外因性では前者の比率が高いが、両者共に認められる者もいるそうである。少し古い資料になるが、知的障害の概念、原因および分類等については、池見猛「精神薄弱性犯罪の責任能力」民族科学誌第1巻第4号（1952年）29頁以下に詳細に記されている。
- (3) 表記としては「知的障害 [がい] 者」の方が好ましいと思われるが、本稿では法令上の表記に従う。
- (4) 先行研究として、鈴木克明「精神薄弱者の責任能力についての一考察」順天堂大学保健体育紀要第27号（1984年）81頁以下、安田拓人「精神遅滞者の責任能力に関するわが国の判例について」金沢法学第42巻第2号（2000年）67頁以下がある。
- (5) 用語変更の経緯および定義について、厚生労働省「これまでの用語変更事例 I 『精神薄弱』⇒『知的障害』」<http://www.mhlw.go.jp/singi/2004/0621-5f.html>。なお、医学上は「精神遅滞（Mental Retardation）」という用語が一般的であるが、ほぼ同義語である。精神遅滞の診断基準は、WHOのICD-10（精神及び行動の障害 臨床記述の診断ガイドライン、1992年）F70～F79およびAPA（米国精神医学会）DSM-IV-TR（精神疾患の分類と診断の手引、2000年）317～319に記されている。
- (6) 知能検査については、日本司法精神医学会裁判員プロジェクト委員会編『だれでもわかる精神医学用語集—裁判員制度のために—』（民事法研究会、2010年）45-46頁。精神遅滞の程度は、軽度は小学校をなんとか終了する程度で周囲の援助で簡単な職につくことも可能、中等度は簡単な読み書きが多少できる程度、重度は身辺自整が困難で全面的な生活援助が必要、最重度は言語が発達せず自分の身を守ることもできず全面的な保護が必要とされる。上島国利＝立山萬里『精神医学テキスト』（南山堂、2000年）87-88頁。また、かつては、軽度知的障害を「魯鈍・軽愚」、中等度知的障害を「痴愚」、重度知的障害を「白痴」と称していたが、現在は軽度、中等度、重度と改められて

いる。なお、IQレベルによる精神遅滞の程度に関する分類に関しては、どの診断基準・検査方法を採用するかにより数値の幅に若干の相違があり、本稿では、註（５）のDSM-IV-TRおよび註（６）の日本司法精神医学会裁判員プロジェクト委員会による基準を記している。

- (7) 知能指数は、その検査時における被験者の精神心理状態その他の条件によって変動しうるものであって、検査の結果得られた数値がそのまま被験者の知能水準を示すと判定するのは不適切な場合があることを指摘した判例として、高松高裁平成元年11月28日判決判例タイムズ721号237頁。
- (8) CAPAS能力検査に関しては、保木正和他「CAPAS能力検査Ⅰ・Ⅱの再検討」中央研究所紀要第13号（2003年）101頁以下。
- (9) IQ相当値が70未満でも知的障害と認定される者が少ない背景として、CAPASは厳密には知能検査とは言えずあくまでもIQ相当値であること、CAPASを受検する意欲が必ずしも高い者ばかりでないことがある。山下隆志「実務に役立つ刑事政策（１）知的障害を有する犯罪者の処遇について」研修第757号（2011年）３頁。
- (10) 日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部編『刑務所のいま—受刑者の処遇と再生—』（ぎょうせい、2011年）26-27頁。近年は、軽度の知的障害を有する受刑者のうち刑期の短い初犯の者に対して、一部のPFI方式の刑務所（社会復帰促進センター）において多職種の医療従事者を配置した特化ユニットを編成し、社会適応訓練として特別なプログラムを実施している。藤本哲也「PFI刑務所の意義と展望」法律のひろば第62巻第7号（2009年）8-9頁。
- (11) 最高裁昭和58年9月13日決定判例時報1100号156頁。
- (12) 五十嵐禎人責任編集『刑事精神鑑定のすべて』（中山書店、2008年）11-15頁。この点に関して、裁判員裁判における精神鑑定に関する記述ではあるが、司法研修所が編集した『難解な法律概念と裁判員裁判』（法曹会、2009年）40-43頁によると、鑑定意見の在り方について、「精神医学的な所見だけからも、心神喪失・心神耗弱・完全責任能力のいずれであるかの判断ができる場合も多く、説明を尽くせばその判断を示唆する記載にならざるを得ないところもある。しかし、当事者間に争いがある場合において、参考意見とはいいいながら、精神医学の専門家である鑑定人が法律判断の一方に明示的に軍配を上げたときの裁判員に対する影響は相当に大きいと思われる。（省略）そうすると、本来その立場にない鑑定人において、責任能力の結論に当たる意見を裁判員に提示することは、誤解を招き議論を混乱させるおそれもあるといわざるを得ない。このような点にかんがみると、責任能力の結論に直結するような形で弁識能力及び統御能力の有無・程度に関して意見を示すことはできるだけ避けるのが望ましいし、少なくとも心神喪失等の用語を用いた法律判断を結論として明示することは避けるべきである。（省略）鑑定意見は、精神医学の専門家として、被告人の「行為」にどう影響を及ぼしたかという観点から精神障害の診断内容を説明することに重点を置けば足りる。（省略）したがって、意見として報告すべき事項は、①犯行時の被告人の精神障害の有無・程度といった医学的所見、及び②精神障害が犯行に与えた影響の有無・程度について精神医学の見地から推認できる事実でおおむね足りるものと思われる。」としている。しかし、一部の精神科医からは、責任能力についての結論は、書かなければ尋問の場で問われるという事実、結論を明示しなくとも暗示していれば同じであること、結論を明確にした方が鑑定人の考察過程も明確になり、反論も却ってしやすいこと等から、関係者・事例によって決めればよく、一律に結論を明記してはならないというのはおかしいという批判がなされている。中島直「裁判員裁判制度開始後の刑事精神鑑定について」精神医療 no.66（2012年）30-31頁。なお、知的障害を有する者の簡易鑑定（診断書）及び精神鑑定書の書式サンプルは、内田扶喜子＝谷村慎介＝原田和明＝水藤昌彦『罪を犯した知的障がいのある人の弁護と支援 司法と福祉の協働実践』（現代人文社、2011年）の付録に掲載されている。
- (13) 知的障害に併せて、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、言語障害、情緒障害等を併せ有している場合は、適応行動の困難性が増加することが多い。厚生労働省「知的障碍児（者）基礎調

査（平成17年）」によると、在宅の知的障害児（者）の障害の重複状況（複数回答）は、視覚障害16.3%、聴覚又は平衡機能の障害10.7%、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害17.7%、肢体不自由68.5%、内部障害13.2%である。

- (14) 作田明「精神薄弱・小児性愛の事例」中田修＝小田晋＝影山任佐＝石井利文編『精神鑑定事例集』（日本評論社、2000年）369-370頁。
- (15) ただし、本文中の見解は司法精神医学会の中でも統一的なものではないようである。精神遅滞と診断された者の刑事責任能力に関する精神医学者の見解を詳細に紹介したものととして、安田・前掲註（4）70-74頁。
- (16) ただし、重度の者に関しては通常起訴されないため、裁判例として心神喪失を認めた事例はほとんどなく、吉井簡裁昭和34年1月22日判決下刑集1巻1号100頁（被告人はその智能・道徳的判断能力共に6歳前後の児童程度の大脳の器質的変化による精神薄弱者であり、適法行為が期待できないとして窃盗事件につき無罪を言い渡した事例）のみとされている。『大コンメンタル刑法〔第2版〕〔第3巻〕』（青林書院、1999年）390頁。なお、重度精神遅滞者による暴行事件につき、被告人は犯行当時心神耗弱の状態にあったとして（ただし、裁判時に精神鑑定は実施していない）罰金20万円を宣告した裁判例として、宇都宮地裁平成17年3月10日判決（Lex/DB 文献番号28105419）がある。同判決はいわゆる「宇都宮事件」と呼ばれるもので、重度の知的障害者とその障害の特性ゆえに結果として強盗事件の被疑者として誤認逮捕・起訴された事件であり、訴訟能力や供述証拠の信用性が問題となったものである。同事件に関しては、登坂真人「知的障害者誤認逮捕・起訴事件（宇都宮事件）」季刊刑事弁護第44号（2005年）103頁以下に詳しく紹介されている。
- (17) 『条解刑法〔第2版〕』・前掲註（1）149頁。
- (18) Lex/DB 文献番号25480443。
- (19) ただし、刑事施設に収容されている知的障害者（疑われる者を含む）の主な罪名は窃盗が最も多く、その犯罪の動機は「困窮・生活苦」や「利欲」であり、他の一般被収容者と大きく異なる傾向を示すものでないことに注意が必要である。わが国の刑事施設における知的障害者の実態調査について、藤本哲也「虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究」研究代表者田島良昭『罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究』厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）平成18年度分担研究報告書8-13頁。少し古い資料になるが、知的障害者による犯罪について、罪質の傾向、精神遅滞の程度との関係、犯罪歴、加害者－被害者の関係等を分析した資料として、池見・前掲註（2）34-37頁、小田晋＝滝口直彦＝庄司正美「アルコール症・精神発育遅滞により心神喪失又は耗弱と判定された犯罪例についての精神医学的事例研究—特に、累犯性及び処遇との関係において—」法務総合研究所研究部紀要第26巻第2号（1983年）84頁以下、柳本正春＝鶴田政純＝室井誠一「精神薄弱者の犯罪に関する調査結果について」法務総合研究所研究部紀要第26巻第2号（1983年）99頁以下がある。なお、近時の研究では、性犯罪は知的障害者に比較的多い犯罪とされていないようである。柳本他・前掲註（19）99頁。
- (20) その他、近年（平成以降）、知的障害により心神耗弱が認められた裁判例として、札幌地裁平成元年10月24日判決判例タイムズ719号215頁（殺人）、札幌地裁平成2年4月3日判決判例タイムズ737号242頁（事後強盗致傷の一連の行為の途中から心神耗弱を認めた事例）、大阪地裁平成2年7月20日判決判例タイムズ759号265頁（公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反）、名古屋地裁岡崎支部平成7年11月27日判決判例時報1553号151頁（非現住建造物等放火）、大阪高裁平成7年12月8日判決判例時報1553号147頁（強姦致死・殺人、無期懲役）、東京地裁平成8年1月30日判決判例タイムズ916号252頁（現住建造物等放火）がある。平成以前の裁判例については、安田・前掲註（4）75-76頁。
- (21) Lex/DB 文献番号25480831。
- (22) Lex/DB 文献番号25440846。本件は、被害者の成年後見人として同人の財産管理等の業務に従事

していた被告人ら2名が共謀の上、多数回（1年半の間に74回）に渡って被害者の預金を引き出し、かつ、預け替えの際に預金の一部を着服したという業務上横領の事案である。広島地裁福山支部は、被告人ら兩名は、本件各犯行当時、是非弁別能力は著しく低下していたとはいえないものの、中等度精神遅滞等の影響により行動制御能力は著しく低下していたとして心神耗弱を認めた。

- (23) Lex/DB 文献番号25421315。本件は、軽度の精神遅滞を患い、長年にわたり自宅の一室で引きこもり生活を送ってきた被告人が、度々暴言や暴力を加えてくる父親に対して憎しみの感情を募らせた末、父親が自分を殺そうとしていると勘違いした被告人の行為により父親が致命傷を負ったのに際し、殺意をもって文化包丁でその側頭部を突き刺したが殺害には至らなかったという事案である。被告人の責任能力に関しては、検察官が論告中に本件犯行当時被告人が心神耗弱の状態にあったことを認めたため争点とされなかったが、大阪地裁は、「被告人は、是非弁識能力や行動制御能力が相当程度減弱した状態、中でも特に後者が著しく減退した状態にあったといえ、これらを総合すれば、被告人は心神耗弱状態に陥っていたと評価できる」と判示した。本判決の評釈として、原口伸夫「先行する殴打行為について誤想防衛を認め、後続する包丁での刺突行為について殺人未遂罪の成立を認めた事例」速報判例解説5号159頁。
- (24) Lex/DB 文献番号28085564。本件は、中等度精神遅滞および自閉症性障害に罹患していた被告人が、金融機関から金員を強取しようとして、ペットボトルに入れたエンジンオイルを信用金庫店舗内のカウンター上にまき散らし、これに点火するかのように装って脅迫して金員を強取しようとしたが、店員に木刀を振り回されるなどして抵抗されたため逃走し未遂に終わった事案である。被告人の責任能力について、新潟地裁は、「被告人の一連の行動には、自己の目的を設定した後に何ら躊躇するところが認められない、すなわち、自己の行動が悪いこと、あるいは、許されないことは認識しつつも、金銭が欲しいと思った以上、もはやそれ以外の行動には及び得なかった、すなわち反対動機を形成し、それにより違法行為に及ぶ動機を退けることが著しく困難であったと考えられ、それは被告人の持つ中等度精神遅滞及び自閉症性障害の故であると考えざるを得ないところである。（省略）したがって、この点で、被告人の是非善悪を弁別することはできても、その弁別に従って行動を制御する能力が著しく減退していたというほかなく、これを完全責任能力であるとする検察官の証明は十分ではないといわざるを得ない」と判示した。
- (25) Lex/DB 文献番号25471019。
- (26) Lex/DB 文献番号25440245。
- (27) Lex/DB 文献番号28095033。
- (28) Lex/DB 文献番号28135381。
- (29) ただし、本文中の a. に分類される⑥判決は、「被告人は、是非弁識能力や行動制御能力が相当程度減弱した状態、中でも特に後者が著しく減退した状態にあったといえ、これらを総合すれば、被告人は心神耗弱状態に陥っていたと評価できる」という表現である。
- (30) 表4で示した裁判例の他、近年の判例で最高裁まで争われたものとして、最高裁平成7年4月21日判決（佐賀県鳥栖市一家殺人事件、Lex/DB 文献番号25352795）、最高裁平成4年2月18日判決最高裁判所裁判集刑事260号9頁がある。
- (31) 刑集38巻8号2783頁。
- (32) 茨木老女連続強盗殺人等事件、最高裁判所裁判集刑事301号323頁。
- (33) 東京高裁平成18年12月21日判決高等裁判所刑事裁判速報集（平18）号245頁。
- (34) 八王子無差別殺傷事件、Lex/DB 文献番号25460223。
- (35) Lex/DB 文献番号25480370。本件は、被告人が、足利市内の子ども用品店やスーパーにおいて、約1か月半の間に4名の乳児を連れた母親に抱っこをさせてほしいと頼んでは母親が商品を見ている隙等に乳児の足を折り曲げあるいはひねるなどして骨折等の傷害を負わせたという事案である。被告人の責任能力について、弁護人は、軽度精神遅滞に加えて注意欠陥性多動性障害（ADHD）の

疑い及びうつ状態の可能性を指摘したが、宇都宮地裁足利支部は、軽度精神遅滞以外の精神疾患に關しては精神鑑定の結果に依拠してこれを否定し、「心神耗弱とするほど被告人の是非善悪の判断能力あるいは是非善悪の弁別に従って行動する能力が著しく欠けていたとは認められない」として完全責任能力を肯定した。

- (36) Lex/DB 文献番号25444382。
- (37) Lex/DB 文献番号25480154。本件は、介護助手として入院患者の世話をする立場にある被告人が、仕事上の苛立ちを解消するという身勝手な動機から、意思疎通が不自由で十分な抵抗や被害申告が困難な病状にある入院患者に対し足の爪を何度も繰り返し引っ張って剥がしたとして傷害により起訴された事案である。京都地裁は、被告人の責任能力に關して、「前刑判決では被告人に軽度の精神遅滞の疑いがあることが示されており、責任能力には問題がないものの、それが本件犯行に一定の影響を与えた可能性は否定できない」とだけ判示しており、同種事案の前刑判決（京都地裁平成18年1月23日判決 Lex/DB 文献番号28115133）において、「被告人は、軽度の精神発達遅滞の疑いがある上、本件各犯行当時、本件病院3B病棟における激務や人間関係等にストレスを蓄積させ、是非善悪を弁別する能力、あるいはそれに従って行動する能力がある程度減退していたと認められるが、動機の詳細可能性、犯行態様や犯行後の行動の合理性、記憶の保持の状況等からすると、上記能力が著しくは減退していなかったことが明らかであるから、完全責任能力を有していたと認めるのが相当である」と判示している。
- (38) Lex/DB 文献番号25480465。本件は、被告人は、正当な理由がないのに、離婚した元夫である被害者方敷地に侵入し、また、同被害者方の居宅内に無施錠の玄関から侵入した2回の住居侵入の事案である。被告人の責任能力について、山口簡易裁判所は、被告人は、本件各犯行当時、是非善悪の弁識能力及び制御能力共に障害された状態にあったが、その程度は著しくない程度にとどまると推定されたとした精神鑑定を採用した上で、「所々に知的障害の影響がうかがえる部分はあるものの、本件各犯行動機、犯行に至る経緯、犯行状況等の被告人の供述内容、供述態度について特段不自然であるということもなく、十分了解可能である」と判示して完全責任能力を肯定した。
- (39) 東金女児殺害事件、Lex/DB 文献番号25443533。
- (40) Lex/DB 文献番号25420730。本件は、路上での強盗殺人未遂や殺人などあわせて5件について、被告人に殺意はなく、被告人が軽度精神遅滞の状態にあり、パーソナリティ障害に罹患していた上、本件犯行直前は精神的に追い詰められており、強い情動支配あるいは欲求支配の下で本件各犯行に及んだものであったとして心神喪失又は心神耗弱を主張した被告人に対し、名古屋地裁は、被害者の創傷の客観的状況等から確定的殺意を認めたほか、鑑定書や被告人の行動等から「G医師による鑑定結果から、被告人が軽度精神遅滞の状態にあることは認められるものの、被告人が、25歳ころまでは、社会内で仕事をするなどしながら生活しており、その後も一人暮らしをするなどしていることからすると、被告人の軽度発達遅滞は、是非善悪の弁識能力及び行動制御能力を著しく減弱させるものではないと認めるのが相当である」と判示して完全責任能力を肯定し、求刑通り無期懲役を言い渡した事案である。
- (41) Lex/DB 文献番号28115075。
- (42) 浅草女子短大生刺殺事件、Lex/DB 文献番号28105423。本件は、被告人の犯行時の服装が奇異であったこと（レッサーパンダの帽子を被り、春先に毛皮のコートを着ていた）、被告人の責任能力について弁護人が自閉症等の広汎性発達障害を強く主張したことなどから、メディア・世間の注目を集めた。
- (43) Lex/DB 文献番号28095453。本件は、被告人が前刑の受刑中に知り合ったAとのプレスレット等の貸借をめぐるトラブルによる鬱憤を晴らすため、抵抗する力が弱い小学生低学年位の子どもを殺害しようと企て、公園で偶然遊んでいた被害女児の背中に果物ナイフを振り下ろしたもののその目的を遂げなかったという事案である。富山地裁は、被告人の責任能力について、「本件犯行の動機

については、一応了解が可能であり、判示のような犯行の準備状況や態様等を見ると、被告人の行動には合目的性が認められ、(省略) 本件犯行当時、被告人の是非弁識能力及び行動制御能力はいずれも著しく減退してはならず、完全責任能力を有していたと認められる」と判示した。

- (44) Lex/DB 文献番号28085541。
- (45) Lex/DB 文献番号28085462。本件は、被告人が、学校から帰宅途中の当時14歳の被害者を見かけるや同女を強姦しようとして企て、被害者に声をかけナイフを突きつけて脅迫して強姦し傷害を負わせたという事案である。神戸地裁は、被告人の責任能力については補足説明としながらも、「被告人は本件犯行時においても軽度の精神遅滞の状態にあったことが認められるけれども、関係証拠により認められる被告人の本件犯行時及び犯行前後の合目的的言動に照らすと、被告人は、本件犯行当時、自己の行為の是非を弁識しそれに従って行動する能力に著しく影響を及ぼすような精神状態ではなく、心神喪失ないしは心神耗弱の状態にはなかったものと優に認められる」と判示した。
- (46) 被告人は同種事案で前科(服役)があり、その際、本件と同じ裁判所で情状鑑定の内容について検討がなされ、結果として被告人は軽度の精神遅滞の疑いがあるが完全責任能力を有していると判断された(京都地裁平成18年1月23日判決)。本件では精神鑑定は実施されていないが、京都地裁は、「前刑判決では被告人に軽度の精神遅滞の疑いのあることが示されており、責任能力には問題がない」と判示して、被告人の責任能力判断の資料として過去に実施された精神鑑定の検討結果を考慮している。前掲・註(37)参照。
- (47) 本件において精神鑑定は実施されていないが、被告人は過去に2度常習累犯窃盗罪で服役の前科があり、判決文中に「初期の前科の判決中には、その責任能力に関し、心神耗弱と認定されているものが存在している」との記述があるが、本判決における被告人の責任能力判断には特に考慮はなされていない。
- (48) 判例タイムズ1113号289頁。
- (49) 表4で示したものの他、近年、知的障害犯罪者に死刑判決が下されたものとして、広島高裁平成10年2月10日判決判例時報1639号143頁(福山市一家3人刺殺事件、上告審の判決年月日は不明)、前掲最高裁平成7年判決(註30)がある。また、無期懲役判決が下されたものとして、東京高裁昭和50年12月4日判決判例タイムズ333号332頁がある。なお、表3③判決(金沢地裁平成23年判決)は、「被告人が本件各犯行当時に心神耗弱の状態にあったことを捨象するならば、無期懲役刑を相当とするとところである」と判示している。
- (50) Lex/DB 文献番号25472540。本件は、被告人が共犯者らと共に謀の上、被害者に対して数回にわたり殴る蹴る等の暴行を加えてひどい火傷や陰囊裂傷等の傷害を負わせた結果、被害者が死亡したため、同人の遺体をプラスチック製収納箱に入れてガーデニング用の土と水を入れて混ぜて死体にかける等した上で同収納箱を湖に遺棄したという事案である。横浜地裁は、「被告人には、傷害についても死体遺棄についても、それが悪いことであるとの判断は十分に出来ていたと考えられるし、その判断に従って行動する能力も著しく減弱していたとは認められない。したがって、被告人には完全責任能力が認められる」と判示した上で、「精神診断書において、『犯行時、受診者は、『善悪の判断能力はある程度保たれていたが、十分な認識はできておらず、それにしたがって行動する能力についても減弱していた』と考えるのが妥当であり、心神耗弱の状態であったと思われる。』と結論付けているが、捜査の初期段階の限られた資料に基づき、短時間で出された暫定的な結論であり、これをもって、上記判断が左右されるものではない。しかしながら、被告人は、知的障害を抱えている上、C(共犯者)による巧みな脅迫や身体的虐待により、自らの意思でその影響下から逃れることが困難な状況に置かれ、Cの意に沿わない行動をとった場合には、その矛先が自身に向くとの恐怖心から、Cの意向に反する行動をとることも困難な状況にあったと認められるのであり、各犯行当時、被告人には適法行為の期待可能性はなかったとはいえないものの、相当に低かったと考えられる」と判示して、被告人を保護観察付執行猶予処分とした。

- (51) Lex/DB 文献番号28095270。
- (52) 知的障害犯罪者に対しては、福祉的な観点から、刑事施設を出た後にも継続的な自立生活支援・社会復帰支援が必要である。しかし、更正保護施設は中間施設（＝地域での自立生活への準備期間を過ごす場）であるため、就労意欲・能力がない者、集団生活適応性がない者等は受け入れ対象とならない。したがって、知的障害に併存する精神症状を有している者や就労が困難な者については、高齢者や知的障害者を対象とする社会福祉施設への入所・通所が必要となるが、民間施設の割合が高いわが国では、他の利用者への配慮や職員配置の問題等から犯罪歴を有する者を受け入れてくれる施設は少なく、彼ら・彼女らに十分な生活環境を調整できなかったゆえに再び犯罪に手を染めてしまうケースが多いのが現状である。この点に関して、研究代表者田島良昭『罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究』厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）平成19年度報告書内、分担研究者清水恵「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究―地域生活支援につなげるための更生保護関係者としての現状と課題―」53-86頁、同分担研究者高橋勝彦「現行制度における罪を犯した障害者の地域生活支援の現状と課題に関する研究」87-107頁等。その他、知的障害犯罪者の施設内・社会内処遇の現状および今後の課題に関して、平野美紀「知的障害犯罪者の処遇と社会復帰の現状と課題―再犯防止の観点から―」町野朔他編集『刑法・刑事政策と福祉 岩井宜子先生古稀祝賀論文集（尚学社、2011年）190頁以下。
- (53) 正常な制御主体の有無・程度と制御可能性の評価の問題をわけて考え、前者があることを前提として後者の評価をすることにより、軽度・中等度の精神遅滞を有する者の制御能力判断は十分になるものとする見解として、安田・前掲註（4）89頁。